

### ③知的財産管理

○兼業先等との特許出願件数はいくつか。:

判断：共同研究上の特許出願がない。活発な研究活動を実施しているにもかかわらず特許出願がないことに、兼業先と大学との研究成果の区別がついていない懸念が発生する可能性がある。

○知的財産の取扱および管理状況は適当か。:

判断：ラボノート等による研究管理が必要である。

### ④金銭以外の利便の供与

○利便の授受があるか。

判断：なし（自己申告書から）

○親族への利便の供与があるか。

判断：なし（自己申告書から）

### ⑤学生・教職員との関係

○兼業者と教員との関係は適当か

判断：プロジェクトとの分担者であり、問題ないと判断される。

○兼業者と学生との関係に問題はないか。

判断：調査なし

### ⑥組織との利便関係

○組織との間に利益相反状態が発生していないか。

判断：研究の活性な状況下において特許等研究成果の権利化が行われていない。

○実施場所に問題はないか。

判断：大学内設備が使われている。大学の業務も多く、兼業を兼業先で実施することは難しい状況にある。このことから、大学内で兼業先担当者の訪問、メールや電話、報告書の提出等で学内業務と一緒に対応している。大学内で対応することにより本務に影響はないと判断される。

### ⑦兼業先以外への兼業状況

○兼業企業間における関係が明確になっているか。

判断：同様な兼業が多いことから企業間の業務内容が明確でないが、総合的に判断して問題の発生はない。

○守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。

判断：難しい状況下にあることを本人が認識しており、十分な注意が払われている。学会発表や企業での研究会における守秘義務に注意が必要と判断される。

○公的機関の委員会の内容が兼業先と関係しないか。

判断：関係ない（ヒアリング）

### ⑧社会的説明

○兼業申請の産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

判断：兼業数、寄附金額等が多く、社会的説明は難しい状況にある。

### ⑨大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

判断：大学の基本は、産学官連携の推進、医療の発展に貢献するなど基本の方針にマッチしている。

### ⑩責務相反状態の考察

○実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。

判断：回数と実質時間が多いと判断されるが、大学内と自宅での実施で移動時間が少なくなっている。

○学内活動に支障があると判断されないか。

判断：授業、委員会等の職務には対応しており、支障はない。

○本務とのバランスは適当か。

判断：現在支障がないことから、適当と判断される。

### ⑪法的違反・学内規則違反への考察

○研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。

判断：兼業の実施場所については、大学規則で学外および兼業先において実施することとなっていることから、規則に違反している。